

# 「恒常」と「一般」

—日本語条件表現における—

仁科 明

## 0. はじめに

本稿は、日本語の条件表現のうち、「恒常条件」あるいは「一般条件」と呼ばれてきたものを問題にする。問題になる「恒常条件」「一般条件」とは、現代語の例で具体的には次に挙げるようなものを指す。この挙例から知られるように、「順接条件」の領域でも「逆接条件」の領域でも指摘することが出来る。

- ・風が吹けば湖面に波が立つ。(順接)
- ・象が乗っても壊れない。(逆接)

上の例では、「風が吹くこと」と「湖面に波が立つこと」の間の関係が、下の例では、「象が乗ること」と「壊れないこと」の間の関係が、それぞれ「恒常的」「一般的」であることを述べている点が確認できよう。定義や位置づけをどのようにすべきか、という問題はひとまず措けば、このようなタイプの条件関係が存在することは、誰しも同意するところであろうかと思う。また、日本語文法史（特に条件表現の歴史）を考える場合にも、「已然形+ば」の変化に重要な役割を果たしたことが指摘されてきており、その重要性を否定する論者は皆無である。しかしながら、定義その他の問題になると、矢島(2005)なども指摘するように、必ずしも厳密な形で議論されてきたわけではなく、考えるべき問題も多く残されている。

以下、議論は次のように進められる。まず、先行研究での定義と位置づけを簡単に概観しつつ、どのようにとらえるべきかについて考察し（第一節）、通常、区別されずに用いられている「恒常条件」「一般条件」といった用語が指すところについて、

本稿なりの整理を提案する（第二節）。さらに、そうした議論を前提に、日本語の条件表現の歴史の中で「恒常条件」あるいは「一般条件」が関わっている変化について、解釈をこころみる（第三節）。

ここで、さまざまな問題に決着がつけられるとは思えないけれども、従来の議論に対して、本稿なりの整理を与えることは出来れば、と考える。

## 1. 先行研究における位置づけ<sup>1)</sup>

### 1.1. 定義

「恒常条件」あるいは「一般条件」に関する定義は、それほどはっきりしていない。松下(1930)は、「時と関係のないものとして一般時へ仮定する」と述べて、前句（条件句）の性格として理解しているようである<sup>2)</sup>し、阪倉(1958)は、表現される「因果関係」について、個別性、超時性、普遍性、を指摘しており<sup>3)</sup>、前句（条件句）と後句（帰結句）が表す事態の間の関係のあり方としてとらえているようであり、何に関わる区別であるのか、という点について対立が見られる。最近の議論で言うと、山口(1980)が、「一般条件法」について、「事物や人物の一般的な性質・傾向・習慣などを示すのみで、現実の具体的個別的な事態には対応していないもの」と述べ、小林(1996)が「恒常条件」について、「ある条件が成立する際にはいつでも以下の帰結句の事態が成立するという、恒常的・普遍的性格をもったものとして提示するもの」という規定がなされているが、条件句の性格に関する区別なのか、結びつけられる二句（が表す事態）の間の関係のあり方に関する区別なのか、という点は曖昧な形になっている。この点について、どのように考えるべきであろうか。

鈴木(1987)は、上代の「已然形+ば」が「恒常条件」あるいは「一般条件」を表す際に、「連体型」、「述語型」、「対句型」などの形式的な類型がいくつか存在することを指摘し、それらを関係的一般性（非一回性）を保証するための制約として理解している。たとえば、このうち「連体型」「述語型」とされるものは、次のようなタイプである。

- 
- 1) 「恒常条件」あるいは「一般条件」の定義や位置づけに関する、先行研究の議論の整理としては矢島(2003)が詳しい。
  - 2) ただし、松下(1928)には、前一後句の関係のあり方を問題にしていると見られる記述もあり、はっきりしない点が残る。
  - 3) 阪倉(1958)は、次項で見るよう、「恒常条件」「一般条件」を「確定条件」と「仮定条件」に分属させているが、ここに列挙した性格は、「恒常確定」にも「恒常仮定」にもあると考えられている。

## 「恒常」と「一般」

## ・連体型：

雨降れば激つ山川(雨零者灌都山川)岩に触れ君が碎けむ心は持たじ (万2308)

## ・述語型：

…あしひきの山の木末も春されば花咲きにはひ(安之比奇能山之木末毛春去婆花開尔保比)

秋付けば露霜負ひて風交じり黄葉散りけり(秋都氣婆露霜負而風交毛美知落家利)… (万4160)<sup>4)</sup>

「[[B～已然形ば～C]A]」(「連体型」)、「[A[B～已然形ば～C]]」(「述語型」)のような構造で、[B～已然形ば～C]]の部分が一体的に、被修飾名詞句(上の挙例では「山川」)や主語・主題名詞句(上の挙例では「あしひきの山の木末」)である名詞句Aの習慣や性質を表現していることが「恒常条件」「一般条件」を成り立たせているということであろう。この事実は、「恒常条件」「一般条件」が、前句と後句(が表す事態)の関係のあり方によって定義されるべきものであることを示唆している。

また、前句の表す内容が「非一回的・非具体的」である「仮定条件」や「確定条件」の表現も考えられる(「彼が善人であれば、ここに財布をおいておいても盗ったりしないだろう。」「彼は善人だから、皆から好かれている。」)から、前句の性質だけによって「恒常条件」「一般条件」を定義することは困難である<sup>5)</sup>。

「恒常条件」あるいは「一般条件」は、条件句の性質に関するものではなく、結びつけられる二つの句が表す事態の関係のあり方に関する規定だと考えるのが一般的でもあり、妥当な理解でもあると考えられるのである。

## 1. 2. 条件表現の体系内の位置づけ

つづいて、条件表現の体系の内部での位置づけについて見てみよう。「仮定条件」と「確定条件」の区別に対する、「恒常条件」あるいは「一般条件」の位置づけは、論者によって揺ってきた。考え方としては、大きく、「仮定条件」の一種と見る立場、「確定条件」の一種と見る立場、そして双方にわたるもの、ないし、両者の中間的なものと見なす立場、の三つに分けることが出来る。

まず、「仮定条件」の一角に位置づける立場として知られているのは松下(1928)の議論であろう。松下(1928)は、周知のように、この種の条件表現を、「現然仮定」<sup>6)</sup>

4) この例は、「述語型」であると同時に、「対句型」にも分類されるタイプである。

5) 大鹿(1997)は、小林(1996)の「恒常条件」の議論に関して、前件の非個別性としての定義と理解する可能性をも指摘しているが、この方向から定義することはむつかしいように思われる。

6) 松下(1930)の用語では、「常然仮定」。

と呼び、「未然仮定」と並んで、明確に「仮定条件」の中に位置づけている。このような扱いは、近・現代語において、(順接の領域でも逆接でも)「恒常条件」ないし「一般条件」が「未然仮定条件」と共通の形式で表されている<sup>7)</sup>ことを考えると、うなづける扱いであろう。

それに対して、「確定条件」の一角に位置づける立場がある。(すぐ後に見る阪倉(1958)の議論に対して、)木下(1966)が「恒常条件」は「確定条件」の一種であると考えるべきだと主張するのがその代表となる。この立場は、古代語において「恒常条件」あるいは「一般条件」が、「確定条件」の形式である「已然形+ば」によって表されることを根拠にしていると考えてよい。表立って表明されることは少ないとせよ、古代語の研究者を中心に、このような考え方を支持する論者は根強く存在するものと考えられる。

そして第三に、「仮定条件」と「確定条件」の双方にわたるもの、あるいは両者とは異なる中間領域に位置づけようとする立場がある。大きく、二つに分けられる。

まず、両者にわたるものとして位置づける立場の議論に阪倉(1958)がある。阪倉(1958)は、「仮定条件」と「確定条件」をそれぞれ並行的な形で「偶然」「必然」「恒常」の三つに下位分類している。このような形式的な分類には問題も多く、そもそも「仮定条件」を三つに区分することが妥当であるのかどうか、また阪倉(1958)が「恒常仮定」と呼んでいるものが、通常の「未然仮定条件」と区別されるものであるのかについては批判が多い<sup>8)</sup>。

それに対して阪倉(1958)の問題点を意識しながら、「恒常条件」あるいは「一般条件」を、両者と異なる中間領域として考えるのが、山口(1980)、小林(1996)などである。このような立場は、近年、採られることが多いようである。以下に例として小林(1996)での条件表現分類を挙げておく。「仮定条件」とも「確定条件」とも異なるものとして、「恒常条件」が位置づけられていることが確認されよう。

---

7) この点、逆接については衣畑(2004)が問題にしている。この事実について、第三節で詳しく見る予定である。

8) 上述の木下(1966)が問題にするのもこのような点であった。

## 「恒常」と「一般」

順接条件	仮定条件	完了性……花咲かば見む。
	確定条件	非完了性…君行かば我也共に行かむ。
逆接条件	恒常条件	酒を飲めば醉ふ。
	仮定条件	必然確定…今日は雨降れば客無し。
	確定条件	偶然確定…顧みすれば月傾きぬ。
	恒常条件	死すとも已まじ。
	仮定条件	君子は身死すれども志を改めず。
	確定条件	急ぎしかども乗り後れたり。(小林(1996))

第三の立場はともに、日本語の条件表現の歴史的変化を重視したものであると考えられる。これらは、古代語において「確定条件」と「一般条件」あるいは「恒常条件」を表していた「已然形+ば」が、近・現代語においては「未然仮定条件」を表すようになっている事実を、「恒常条件」あるいは「一般条件」が「確定条件」と「仮定条件」を媒介するような位置にあるとみなすことによって説明しようとする動機を背景にもつものだからである。

以上、「恒常条件」あるいは「一般条件」が、「仮定条件」と「確定条件」との間で位置づけが揺ってきたこと、そのような把握の違いの背景に、重視する現象の違いがあること、が確認できたかと思う。

### 1.3. 「恒常条件」「一般条件」の位置づけ——ふたたび定義の問題

前項で見た、「恒常条件」あるいは「一般条件」に対するいくつかの扱い方は、重視している事実を考慮すると、それぞれにもっともな面を持っているように見える。指摘しておいたように、中でも、第三の立場のうち、仮定条件と確定条件の中間に第三の領域として考える立場は、近年一般に採られることが多いようである。

だが、このようなとらえ方には、重大な問題がある。1.1.項で述べたように、「恒常条件」あるいは「一般条件」が、前句(条件句)-後句(帰結句)のそれぞれが表す事態の関係のあり方によって規定されるしかないものであるとすれば、大鹿(1997)が小林(1996)の議論に関して指摘したように、前句(が表す事態)の性格によって規定される「仮定条件」「確定条件」の区別と並ぶものとは考えられないことになる。ましてや、「恒常条件」あるいは「一般条件」を、「仮定条件」「確定条件」と対立する第三の領域であるととらえることは出来ないのである。

## 2. 「恒常性」と「一般性・法則性」

問題の条件表現の領域を、本稿ではここまで、「恒常条件」あるいは「一般条件」のように呼称してきた。先行研究を見ても、ほぼ同様の例を指して、「恒常条件」を用いる論者と「一般条件」を用いる論者がおり、一般にもほぼ同義のものとして理解されているようである<sup>9)</sup>。本稿の筆者は、異なる用語法を提案したい。

従来、「恒常条件」、「一般条件」という用語に関して、区別されるべき二つの性格が分けられずに議論が行われてきたように思われる。第一は、結びつきの語られる二句の表す事態が、これまでいつでも相伴ってきたこと、である。第二は、二句（が表す事態の）結びつきが、具体個別的な関係を越えて、一般的・法則的なものとしてとらえられていること、である。一つ目の性格は、「経験の範囲内での恒常的随伴性」とでも呼び得るものであり、「恒常性」という用語を宛てることは出来るが、「一般性」という用語はあたらない。これに対して、二つ目の性格は、「一般性・法則性」とでも呼ぶべきものであって、「恒常性」という用語ではすべてを尽くさない。この二つの性格は、同じことを別の観点から言い換えているというだけではない。たとえば、少なくとも、「恒常性」には、「法則性」のような含意はない。重要な点で異なっているように見えるのである。

このような二つの性格——「恒常性」と「一般性・法則性」——に対応して、これまで、「恒常条件」あるいは「一般条件」と呼んできた問題の条件表現も、「結びつけられている前句-後句（が表す事態）がこれまで常に相伴ってあらわれてきたことを表す」タイプと「結びつけられている前句-後句（が表す事態）の間の関係が一般的、先駆的なものであることを表す」タイプとに区別することができる。前のタイプに対して「（経験的な）恒常条件」という用語を、後のタイプに対して「一般条件」という用語を用いることが出来よう<sup>10)</sup>。

もちろん、この二種は、実例のレベルでは区別しがたい場合も多いであろうし、日本語の歴史の中でつねに区別されてきたわけでもなかろう。しかしながら、理念的には両者を別のものとして区別しておく必要があると考えるのである。

9) 実際、たとえば、「恒常条件」という用語を用いる小林(1996)と、「一般条件」という用語を用いている山口(1980)の理解に大きな違いはないようである。

10) 今後、両者を区別しない場合には、「広義恒常条件」という用語を用いる。

「恒常」と「一般」

## 2. 附. D. Humeによる「因果の批判」

既述のとおり、一般的な用語法では「恒常条件」と「一般条件」とはほぼ同義の語として用いられており、本稿のような用語法は根拠がないとの異論はあり得るかと思う。しかしながら、一応の根拠を指摘出来る。

日本語の条件表現の歴史に関する研究の方向性を決定づけたと言ってよい阪倉(1958)（およびほぼ同時期の川端(1958)）の「已然形+ば」に関する議論は、18世紀英國の経験論の哲学者David Humeによる「因果の批判」と呼ばれる議論（ヒューム／大槻（訳）(1739-40／1948-1952)など）を、「已然形+ば」の用法変化に即して言い換えたような関係にある<sup>11)</sup>。Humeの議論は、大雑把に要約すれば、人間の因果的推論は、経験的に観察される二事態の間の「接近 (contiguity)」「先行性 (priorityあるいはprecedency)」「恒常的連接 (constant conjunction)」にもとづいており、こうした関係を自然の「齊一性 (uniformity)」に訴えて、未来に投影することで導かれるとするものである。ここで、「恒常的連接」（二つの事態がつねに相伴っていること）は、自然の「齊一性」（世界の成り行きが、今後もこれまでと同様であること）とは区別される概念として用いられているから、ここでいう「恒常性 (constancy)」は、これまで主体が経験してきた限りでの「恒常性」、つまり、「経験の範囲内での恒常性」とでも呼ぶべきものを表していると考えねばならない。これが、「広義恒常条件」の持つ性格のうち、上の議論において、「一般条件」と区別して「(経験的な) 恒常条件」に割り振った性格であることは自明であろう。先に述べたように、阪倉(1958)は、「恒常確定条件」、「恒常仮定条件」の「時を越える」性格を強調している故、用語上の影響関係があるとは考えにくい<sup>12)</sup>が、「一般性」とか「法則性」と、経験の範囲内での「恒常性」を区別し、且つ、そのような「恒常性」を持った二事態の結びつきの表現をして「恒常条件」という用語を用いることには十分な根拠があると思われるるのである。

## 3. 条件表現体系の変化

前節（第2節）で、「広義恒常条件」のうち、「(経験的) 恒常条件」を「話手の経験内における二事象の結びつきの恒常性（経験的恒常性）」をあらわすもの、「一般条件」

11) 言うまでもなく、Humeの議論は哲学的因果関係の議論の古典である。

12) 川端(1958)は「経験的恒常」という用語を用いているが、経験の延長としての未来をふくんで用いており、用語上の関わりはないようである。

を「個別の事態の結びつきを離れた二事象の結びつきの一般性、法則性」をあらわすものとして（再）定義し、両者は外延（実際の個々の用例のレベル）としては大きく重なるものの、別個のものであり、理念としては区別して考えるべきものである旨を述べた。このような考えを踏まえて本稿冒頭でも簡単に触れた条件表現の領域と分担する形式に関する変化を見直してみたい。

### 3.1. 「広義恒常条件」と条件表現の体系

第2節のように定義された「(経験的) 恒常条件」は、定義的に「確定条件」の一部をなすことになる。そこでは、第1節で触れたとおり、前句-後句（それぞれが表す事態）の結びつき全体が問題なのであって、前句（が表す事態）のあり方だけを問題にしたものではないのであるが、結びつきが現在および既然のもの（現実性をもった関係）に限られるため、前句（が表す事態）も現実性をもったものに限られ、したがって、「確定条件」の一種としてとらえられるのである。「順接」の領域で言えば、「偶然確定条件」と「恒常条件」との違いは、結びつきが一回的なものであるか（=「偶然確定条件」）、複数（多回）的なものであるか（=「(経験的) 恒常条件」）、という点に存すると理解されるであろう。それに対して、同じく第2節のように定義された「一般条件」は、前句が既然の事実には一切触れていない表現であるという点で「仮定条件」に属することになる。「仮定条件」において、「未然仮定条件」と「一般条件」とは、「個別性」と「非個別性」によって対立することになると把握されるのである。

このような理解は、「恒常条件」を「確定条件」と「仮定条件」の下に分属させる考え方（たとえば阪倉(1958)のような）と等しく見えるかもしれない。たしかに、共通点も大きいが、二つの点で違いがあることを強調しておきたい。第一は、本稿の立場では「仮定条件」と「確定条件」に、並行的な下位分類がなされることを認めているわけではない点である。「仮定条件」と「確定条件」は重なりはあるものの、共通性は考えられていない。第二は、「(経験的) 恒常条件」と「一般条件」とは理念の上で区別されるものであって、外延（実際の用例）の上で大きく重なりあうことを否定していない点である。個々の時代それぞれの文法形式やその体系において、そのような外延での重なりが重視され、一方を表す形式がもう一方の表現を兼ねる（主に「恒常条件」を表す形式が「一般条件」をも表す、あるいは「一般条件」を主に表す形式が「恒常条件」をも表す）こともあり得ると考えている点である。

### 「恒常」と「一般」

## 3. 2. 条件表現体系の変化に対する解釈

### 3. 2. 1. 古代語から近・現代語への変化

既述の通り、よく知られた条件表現の歴史における大きな変化も、「広義恒常条件」に関わっている。これを、「広義恒常表現」の体系内での位置づけの変化の問題としてとらえ直してみたい<sup>13)</sup>。

まず、「順接」の領域について見ると、「已然形+ば」の用法変化の問題がある。周知のように、古代語では、条件表現の代表的な形式として「未然形+ば」と「已然形+ば」が存在し、前者が「未然仮定」を表現するのに対して、後者は、「広義恒常条件」のほか、「必然確定条件」(原因・理由)の用法、「偶然確定条件」(二事態の継起)の用法を持っていた。それに対して近・現代語では、後者、つまり「已然形+ば」が、「未然仮定」を表すようになっている(下図)。このように本来、むしろ「確定条件」に重点があり、「仮定条件」を表すことのなかった「已然形+ば」が「未然仮定」の領域に進出したことについては、問題として意識されてきている。この問題については、上でも何度か触れてきているように、「已然形+ば」が「広義恒常条件」を表していたことから、そこで表される関係の「一般性」が、未経験の領域に投射されることによって、「未然仮定」が表されるようになったという理解(阪倉(1958)および川端(1958))が、ほぼ通説になっている。

順接(古代語)	
(未然形+ば)	未然仮定
已然形+ば	広義恒常 偶然確定 (継起表現) 必然確定 (原因・理由表現)

順接(現代語)	
已然形+ば	未然仮定
(仮定形+ば)	広義恒常 (偶然確定 (継起表現))
(から・ので)	必然確定 (原因・理由表現)

一方、「逆接」の領域についても次のような変化が観察されている(衣畠(2004))。古代語では「逆接恒常条件」と「逆接仮定条件」は、別形式によって担われていた

13) 以下、「広義恒常条件」が「仮定条件」「確定条件」と独立であるかとも読める論述になっており、第1節の議論と厳密にはズレることになる。また、「仮定条件」「確定条件」の下位分類に関しては無視した部分がある。これらは、議論の単純化のための処置である。以下の論述には大きな影響はないと考える。

(前者は「已然形+ど・ども」で、後者は「終止形+とも」で、それぞれ表されていた)のに対して、現代語では、両者ともに、同一の形式(「ても」など)によって担われるようになっている(下図)。条件表現の領域と、それを表現する形式の分担のあり方に大きな変化が生じているのである。この変化についてはこれまで、「順接」領域での「已然形+ば」の変化に比して、大きな注目を集めてきたわけではないが、古代語と近・現代語の条件表現の体系の相違点、あるいは両者の間に想定される変化を考えていく上で、重要な指摘であろう<sup>14)</sup>。

逆接(古代語)		逆接(現代語)	
未然形+とも	未然仮定	ても	未然仮定
已然形+ど・ども	広義恒常	けど	広義恒常
	確定		確定

ここに述べた「順接」領域で観察される変化と、「逆接」領域で観察される変化とは、一見、無関係でまったく異なる現象のように見える。だが、二つの変化はともに、古代語においては「確定条件」の形式と結びついてきた「広義恒常条件」が、近・現代語では「仮定条件」の形式と結びつくようになった、という形で整理出来、二つの変化は、並行するものとしてとらえることが可能である。こうした並行する二つの変化は、ここまで述べてきた本稿の「広義恒常条件」に関する議論にもとづいて説明することが出来るのではないかと考える。二つの変化に対する本稿の理解を、次項で述べることにしよう。

### 3.2.2 本稿の解釈

まず、古代の日本語においては、「広義恒常条件」は、「(経験的) 恒常条件」を中心とらえられ、「一般条件」も、外延における重なりから「(経験的) 恒常条件」の派生表現としてとらえられていたのだと考える。古代語における、このような「(経験的) 恒常条件」優位の「広義恒常条件」への把握のあり方を、「恒常(一般)条件」という形で表現することが出来ようかと思う。前項で述べた通り、「(経験的) 恒常条件」は、実際に生起した事実に関わる表現(「順接」で言えば、「偶然確定条件」)に対する

14) この事実について、衣畠(2004)は「仮定表現=有標」「仮定表現以外=無標」という前提から、説明を加えている。そこで示唆されているように、「順接」領域での変化についても共通の説明を与える可能性を持った議論である。ただし、ここでは、少し違った観点から説明を与えたいと考える。

## 「恒常」と「一般」

複数表現)であるから、「確定条件」の一種だと考えられねばならない。「順接」領域の「広義恒常条件」が「已然形+ば」で、「逆接」領域のそれが「已然形+ど・ども」で表されていたことは、このような古代語における把握のあり方が反映したものであると理解されよう。<sup>15)</sup>

それに対し、近・現代の日本語の「広義恒常条件」に対する把握は、微妙ではあるが異なっているように思われる。つまり、「広義恒常条件」の要件が「経験的恒常性」から、「一般性」「法則性」の方にズレ込んでいるように思えるのである。当然、「広義恒常条件」は、「一般条件」を中心とらえられ、「(経験的) 恒常条件」も事態の「非個別性」を共通点として、「一般条件」の枠内で把握されているのだと考えられる(このような、近・現代語における「一般条件」優位の「広義恒常条件」の把握のあり方を、「一般(恒常)条件」という形で表現することも出来よう)。これも前項で述べたように、「一般性」「法則性」によって理解される「一般条件」は、「仮定条件」との共通点が多い。近・現代語において、「順接」領域では「広義恒常条件」の形式としての「已然形+ば」が「未然仮定」を兼ねており、「逆接」領域でも「広義恒常条件」と「未然仮定」がともに「ても」で表現されているのも、このような近・現代語の「広義恒常条件」把握のあり方の反映であろう。<sup>16)</sup>

つまり、本稿は、ここで問題した古代語から、近・現代語への変化に関して、「順接」領域の変化についても、「逆接」領域の変化についても、「広義恒常条件」に関する把握が、いわば「恒常(一般)条件」から「一般(恒常)条件」へと、微妙ではあるが、重要な点において変化したことに原因を求める<sup>17)</sup>。表現の把握のあり方の変化が、体系(条件表現形式の役割分担のあり方)に直接に影響したと考えるのである。このような理解は、上で触れた、「已然形+ば」の用法変化に関する阪倉(1958)および川端(1958)の理解と矛盾するものではない。本稿は、「広義恒常条件」から「未然仮定条件」への拡張という基本的な理解は共有した上で、そのような変化の動因としー

15) このような理解からすると、古代語の事実を重視する研究(木下(1966)など)が、「広義恒常条件」を「確定条件」の一種としてとらえていたこと(1.2項)は、このような古代語の把握のあり方(「恒常(一般)条件」としての把握)からすれば、当然だったことになる。また、次注も参照。

16) 「広義恒常条件」を「仮定条件」の一種とみなす松下(1928)・松下(1930)のような把握(1.2項)は、「広義恒常条件」に対する近・現代語の「一般(恒常)条件」としての把握を正確に反映したものであったと理解される。

17) ここでは、各時代の言語事実のとらえ方そのものの変化(あるいは個別言語ごとの言語事実のカテゴリ化の仕方の相違)の可能性を問題にしていることになる。このような言語ごと、時代ごとに、現象の把握の枠組みが異なり得るとする議論は、言語史の議論(あるいは言語比較の議論)の前提を否定することにつながる可能性もあり、のぞましくない、悪しき相対主義である、との見方もあり得るかと思う。しかしながら、このような変化が起こる可能性は十分にあると考える。

て、「広義恒常条件」内で、「経験内での恒常性」重視から「一般性・法則性」重視へ、という理解の重点の変化があったのだ、と把握するのである。

#### 4. まとめ

本稿は、日本語の条件表現とその歴史の研究で用いられてきた「恒常条件」「一般条件」あるいは単に「恒常性」「一般性」という用語（概念）について次のようなことを述べた。第一、「広義恒常条件」は、あくまで条件表現の前句（条件句）と後句（帰結句）が表す事態の間の関係のあり方に関わるものであると考えられねばならない。前句（が表す事態）の性質だけを問題にする概念である「仮定条件」「確定条件」と同一次元で対立するものではなく、ましてや、両者の中間に位置するものとも考えられない。「確定条件」あるいは「仮定条件」の下位類に位置づけられるものである（以上、第一節）。第二、「恒常条件」あるいは「一般条件」とされてきたもの（「広義恒常条件」）は、少なくとも理念の上では二つに分けて考えられる必要がある。その二つの領域それぞれに、通常は同義に用いられているように見える「恒常」と「一般」という用語（概念）を振り分けて考えるべきである（以上、第二節）。第三、日本語の条件表現の歴史の中で、「順接」領域、「逆接」領域共通に、「広義恒常条件」を表す形式が「未然仮定条件」用法を兼ねるようになる変化が観察されるが、その原因には、「（経験的）恒常条件」優位の古代語の把握（「恒常（一般）条件」）から、一般条件優位の近・現代語の把握（「一般（恒常）条件」）への変化があるものと理解される。このうち、「順接」領域でのあらわれである「已然形+ば」の「未然仮定」への用法拡大については、阪倉（1958）および川端（1958）などでの「恒常条件用法から未然仮定条件用法への拡張」という理解が、以降の学説史の通説となっているが、単なる近接用法間の拡張というだけの変化ではなく、背景に、このような把握の違いが存するものと考えられる（以上、第三節）。

以上、当たり前の前提の確認と概念操作に終始した感もあるが、重要性は認知されてきているにもかかわらず、充分には検討されてきたとはいえない用語の概念整理をこころみた。

## 「恒常」と「一般」

## 参考文献

- 大鹿(1997) 大鹿薰久 [書評] 小林賢次著『日本語条件表現史の研究』(国語学191)
- 川端(1958) 川端善明 接続と修飾—「連用」についての序説—(国語国文27-5)
- 衣畠(2004) 衣畠智秀 古代語・現代語の「逆接」—古代語のトモ・ドモによる意味対立を中心に—(語文83)
- 木下(1966) 木下正俊 条件法の構造(国語国文35-5)
- 小林(1991) 小林賢次 条件表現の歴史(『講座日本語と日本語教育10』明治書院→『日本語条件表現史の研究』ひつじ書房1996. 2第一章)
- 小林(1996) 小林賢次 条件表現の体系とその分類(『日本語条件表現史の研究』ひつじ書房 序章)
- 阪倉(1958) 阪倉篤義 条件表現の変遷(国語学33→『文章と表現』角川書店1975. 6)
- 阪倉(1993) 阪倉篤義 『日本語表現の流れ』(岩波書店)
- 鈴木(1987) 鈴木義和 上代語における「已然形+ば」の一般条件法(園田語文2)
- 松下(1928) 松下大三郎 『改撰標準日本文法』(中文館／勉誠社復刊1974. 10)
- 松下(1930) 松下大三郎 『標準日本口語法』(中文館／勉誠社復刊1977. 4)
- 矢島(2003) 矢島正浩 条件表現史が抱える問題(『国語語彙史の研究二十二』和泉書院)
- 矢島(2004) 矢島正浩 条件表現の変化を促したもの—已然形+バの位置づけに着目して—(国語学研究43)
- 矢島(2005) 矢島正浩 条件表現の史的研究における「恒常性」—検証方法に関する一試案—(『日本近代語研究4』ひつじ書房)
- 山口(1980) 山口堯二 「已然形+ば」「已然形+ど・ども」の一般条件法(『古代接続法の研究』明治書院 第五章)
- ヒューム／大槻(訳)(1739-40／1948-1952) ヒューム, デイヴィド／大槻春彦(訳)『人性論』(岩波文庫)

万葉集の引用は、次によった。

佐竹昭広・木下正俊・小島憲之『萬葉集 訳文篇』『同 本文篇』(塙書房)